

大阪府農業経営構造対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、主力となる農業者の育成確保及び農産物の府内各産地における高収益化に向けた取組を総合的に推進するため、予算の定めるところにより農業経営構造対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の補助事業、対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助事業者及び間接補助事業者の要件)

第3条 補助金の補助事業者及び間接補助事業者は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の補助金交付申請書は、知事が定める期日までに提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。

(経費配分の軽微な変更等)

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、別表1のとおりとする。

2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする補助事業者は、計画変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

3 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする補助事業者は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(規則第6条第2項の規定による条件)

第6条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

一 別表1の補助事業欄の1と2と3と4と5及び2の(1)と(2)の経費の相互間においては、当該経費を流用してはならない。

二 補助事業者及び間接補助事業者は、当該補助金にかかる事業の施行に関する経理を明らかにした帳簿及び書類を整備し、当該事業を完了した翌年度から起算して10年間整理保管しなければならない。

三 補助事業者及び間接補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

四 補助事業者及び間接補助事業者は、前号の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、指名

停止等に関する申立書（様式第4号）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

五 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

六 規則第19条に定める財産については、この要綱に定める期間内において、知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を府に納付させることがある。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して15日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の着工）

第8条 本事業の着工は、原則として、規則第7条の規定による通知を受け取った後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、同通知を受け取る前に着工等する場合は、あらかじめ知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届（様式第5号）を作成し、知事に提出するものとする。

2 前項ただし書の規定により交付決定前に本事業の着工等をする場合については、事業の内容が明確となってから、本事業の着工等するものとし、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

（状況報告）

第9条 規則第10条の規定による報告は、別表3の報告書類欄に掲げる書類ごとに提出期限欄に定める日までに知事に提出することにより行われなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業実績報告書（様式第10号）を補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の年度末のいずれか早い日までに（同条後段に規定する場合にあっては、補助事業年度終了報告書（様式第10-1号）を当該会計年度の翌年度の4月15日までに）知事に提出することにより行われなければならない。

ただし、知事が別に定める場合を除く。

2 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第11号）により報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条の規定による補助金の額の確定があった日の翌年5月31日までに、同様式により報告しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

(財産の処分制限)

第12条 規則第19条ただし書並びに同条第4号及び第5号の規定による知事が定める期間及び財産は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)別表並びに減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一及び別表第二に定める期間及び財産とする。

2 補助事業者及び間接補助事業者は、前項の財産について同項が定める期間中、第6条第1項第2号に規定する帳簿及び書類に加え、財産管理台帳(様式第12号)その他関係書類を整理保管しなければならない。

(補助金調書)

第13条 補助事業者は、補助事業にかかる歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、補助金調書(様式第13号)を作成しておかななければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(大阪府農業経営構造対策費補助金交付要綱の廃止)

2 大阪府農業経営構造対策費補助金交付要綱(平成18年11月14日付け農推第2223号)は、廃止する。

(大阪府産地パワーアップ事業推進費補助金交付要綱の廃止)

3 大阪府産地パワーアップ事業推進費補助金交付要綱(平成29年3月17日付け農推第3018号)は、廃止する。

(経過措置)

4 2又は3に掲げる要綱により平成29年度までに実施した事業又は、事業実施が平成30年度以降に繰り越して実施される事業については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月6日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のこの要綱第4条の規定に準じて提出された申請書に係る補助金については、『「平成30年度被災農業者向け経営体育成支援事業(平成30年北海道胆振東部地震及び台風第21号)に係る補助金交付事務の取り扱いについて」の改正について』(平成31年4月25日付け農推第1161号)によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のこの要綱により令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

3 改正前のこの要綱第4条の規定に準じて提出された申請書に係る補助金については、『「平成30年度被災農業者向け経営体育成支援事業(平成30年北海道胆振東部地震及び台風第21号)に係る補助金交付事務の取り扱いについて」の改正について』(平成31年4月25日付け農推第1161号)によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のこの要綱第4条の規定に準じて提出された申請書に係る補助金については、『「平成30年度被災農業者向け経営体育成支援事業（平成30年北海道胆振東部地震及び台風第21号）に係る補助金交付事務の取り扱いについて」の改正について』（平成31年4月25日付け農推第1161号）によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のこの要綱第4条の規定に準じて提出された申請書に係る補助金については、『「平成30年度被災農業者向け経営体育成支援事業（平成30年北海道胆振東部地震及び台風第21号）に係る補助金交付事務の取り扱いについて」の改正について』（平成31年4月25日付け農推第1161号）によるものとする。

別表 1

| 補助事業 | 経費 | 補助率 | 軽微な変更 | |
|---------------------------------|---|--|-----------------------------|--------------|
| | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| | | | 次に掲げる変更以外の変更 | 次に掲げる変更以外の変更 |
| 1 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ | 補助事業者が行う補助事業欄の(1)の事業に要する次の経費及び間接補助事業者が行う補助事業欄の(1)の事業に要する次の経費に対して補助事業者が補助するのに要する経費 | | | |
| (1) 産地競争力の強化 | 1 整備事業費 (1) 耕種作物小規模土地基盤整備 ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良 (2) 耕種作物産地基幹施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 農業廃棄物処理施設 コ 生産技術高度化施設 サ 種子種苗生産関連施設 シ 有機物処理・利用施設 | 事業費の2分の1以内 ただし、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記1に定める場合にあっては、別記1に定める率以内 | 1 事業の新設又は廃止 2 間接補助事業者の変更 | |

| | | | | |
|---------------------|--|------------------------|--|--|
| (2) みどりの食料システム戦略の推進 | 1 耕種作物小規模土地基盤整備 ア ほ場整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良 2 耕種作物産地基盤施設整備 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設 シ 油糧作物処理加工施設 ス バイオディーゼル燃料製造供給施設 3 農業廃棄物処理施設整備 | 事業費の2分の1以内 | | |
| | 2 市町村附帯事務費 | 事業費に0.5%を乗じて得た額の2分の1以内 | | |
| 2 産地生産基盤 | 補助事業者が行う補助事業欄の(1)、(2)又 | | | |

| | | | | |
|-----------------|---|--|--|---|
| <p>パワーアップ事業</p> | <p>は(3)の事業に要する次の経費及び間接補助事業者が行う補助事業欄の(1)、(2)又は(3)の事業に要する次の経費に対して補助事業者が補助するのに要する経費</p> | | | |
| <p>(1) 整備事業</p> | <p>1 収益性向上対策 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農産物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設 (12) 農業廃棄物処理施設</p> <p>2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修・生産 (2) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 (ア) 生産技術高度化施設</p> | <p>事業費の2分の1以内 ただし、産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号食料産業局長、生産局長、政策統括官通知、以下同じ。）別紙3のⅡの(4)及び(6)に定める場合は、その率又は額以内</p> <p>事業費の2分の1以内</p> | <p>1 経費の欄に掲げる1と3及び2と3の相互間における経費の増減 2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p> | <p>1 間接補助事業者の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げる1と2と3のそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 経費の欄に掲げる1と2と3のそれぞれの経費の事業費の30%を超える減又は補助金の減</p> |

| | | | |
|----------|--|--|-----------------------------|
| (2) 基金事業 | 1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等 | アの事業費 導入する農業機械等の本体価格の2分の1以内 イの事業費 2分の1以内 ただし、産地生産基盤パワーアップ事業実施要領別紙3のIの1の(3)に定める場合は、その率又は額以内 | 1 事業の新設又は廃止 2 間接補助事業者の変更 |
| | (2) 効果増進事業 ア 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等 | 事業費の2分の1以内 | |
| | 2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 | 事業費の2分の1以内 | |
| | (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 | 事業費の2分の1以内、ただし産地生産基盤パワーアップ事業実施要領別紙4の別表4-1に定める場合は、 | |

| | | |
|---|---|--|
| | その率又は額以内 | |
| (3) 農業機械の再整備・改良 | 事業費の2分の1以内 | |
| (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 | 定額 | |
| (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 | 定額、ただし産地生産基盤パワーアップ事業実施要領別紙4のIの5の(2)のイに定める場合は、その率又は額以内 | |
| (6) 全国的な土づくりの展開 | 定額、ただし産地生産基盤パワーアップ事業実施要領別紙4のIの6の(3)に定める場合は、 | |

| | | | | |
|------------------|--|---|--------------------------------|---------|
| | | その率又は額以内 | | |
| 3 農地利用効率化等支援交付金 | 間接補助事業者が行う補助事業欄の(1)の事業に要する次の経費に対して補助事業者が補助するのに要する経費 | | | |
| (1) 融資主体型補助事業 | 1 事業費 (1) 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕 (2) 農地等の造成、改良又は復旧 | 10分の3以内 | 1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減 | 1 事業の廃止 |
| | 2 市町村附帯事務費 | 事業費に0.4%を乗じて得た額の2分の1以内 | | |
| 4 担い手確保・経営強化支援事業 | 間接補助事業者が行う補助事業欄の(1)の事業に要する次の経費に対して補助事業者が補助するのに要する経費 | | | |
| (1) 融資主体型補助事業 | 1 事業費 (1) 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得 (2) 農地等の改良又は造成 | 2分の1以内 ただし、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知、以下同じ。）別記第4の1の(1)及び2の(3) | 1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減 | 1 事業の廃止 |

| | | | | |
|----------------------|--|---|--|---|
| | 2 市町村附帯事務費 | に定める場合は、その額以内 事業費に0.4% を乗じて得た額 の2分の1以内 | | |
| 5 園芸産地における事業継続強化対策 | 間接補助事業者が行う補助事業欄の(1)の事業に要する次の経費に対して補助事業者が補助するのに要する経費 | | | |
| (1) 既存ハウスの補強等の被害防止対策 | 1 既存ハウスへの被害防止対策 (1) 2戸以上の農業者から構成されている産地の生産部会等を対象に、台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するために実施する、既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組 | 2分の1以内 | | 1 事業の中止又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は補助金の増 3 事業費又は補助金の30%を超える減 |

別表2

| 補助事業 | 補助事業者 | 間接補助事業者 |
|-----------------------------------|-------------------|---|
| 1 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ | | |
| (1) 産地競争力の強化 | 市町村 | 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別表1のIの事業実施主体欄の1の(3)から(14)に掲げる者とする。 |
| (2) みどりの食料システム戦略の推進 | 市町村 | 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別表1のIの事業実施主体欄の3の(3)から(14)に掲げる者とする。 |
| 2 産地生産基盤パワーアップ事業 | | |
| (1) 整備事業 ア 収益性向上対策 | 市町村 | 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和元年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知、以下同じ。）別表2のIIの取組主体欄の1の(3)から(8)に掲げる者。 |
| イ 生産基盤強化対策 | 市町村 | 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱別表2のIIの2の取組主体欄の(3)から(7)に掲げる者。 |
| (2) 基金事業 ア 収益性向上対策 イ 生産支援事業 | 市町村 | 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱別表2のIの1の(1)の取組主体欄の(3)から(7)に掲げる者。 |
| (イ) 効果増進事業 | 市町村 大阪府農業再生協議会 | 産地生産基盤パワーアップ事業国実施要綱別表2のIの1の(2)の取組主体欄の(2)に掲げる者とし、市町村を通じた間接補助事業とする。 |
| イ 生産基盤強化対策 | 市町村 大阪府農業再生協議会 | 産地パワーアップ事業国実施要綱別表2のIの2の取組主体欄の(3)から(7)及び(9)に掲げる者とし、市町村を通じた間接補助事業とする。 |

| | | |
|----------------------|-----|---|
| 3 農地利用効率化等支援交付金 | | |
| (1) 融資主体支援タイプ | 市町村 | 農地利用効率化等支援交付金実施要綱別表1のメニュー欄の1の(1)に掲げるもの。 |
| 4 担い手確保・経営強化支援事業 | | |
| (1) 融資主体型補助事業 | 市町村 | 担い手確保・経営強化支援事業実施要綱別記第1の4の(1)のイに掲げる者。 |
| 5 園芸産地における事業継続強化対策 | | |
| (1) 既存ハウスの補強等の被害防止対策 | 市町村 | 助成対象となるハウスの利用者又は所有者 |

別表3

| 補助事業 | 報告書類 | 提出期限 |
|---|--|---|
| 1 強い農業づくり総合支援交付金 | 1 施行方法報告書(様式第6号) 一般競争入札以外の方法により契約相手方を選定する場合。 ただし、一般競争入札に付して入札者がいない場合を除く。 | 契約相手方を選定しようとするまでに提出すること。 |
| | 2 入札結果報告書・着工届(様式第7号) | 契約した日から起算して30日を経過した日。 (土曜日、日曜日、国民の休日及び年末、年始の閉庁日を除く。以下同じ) |
| | 3 事業しゅん功報告書(様式第8号) | 当該事業がしゅん功した日から起算して30日を経過した日。 |
| | 4 事業遂行状況報告書(様式第9号) | 当該事業に係る年度の第3四半期の最終月の翌月15日。 |
| 2 産地生産基盤パワーアップ事業 (報告書類欄の4の報告書については、別表1の補助事業欄の2の(1)に掲げる事業に限る) | 1 施行方法報告書(様式第6号) 一般競争入札以外の方法により契約相手方を選定する場合。 ただし、一般競争入札に付して入札者がいない場合を除く。 | 契約相手方を選定しようとするまでに提出すること。 |
| | 2 入札結果報告書・着工届(様式第7号) | 契約した日から起算して30日を経過した日。 |
| | 3 事業しゅん功報告書(様式第8号) | 当該事業がしゅん功した日から起算して30日を経過した日。 |
| | 4 事業遂行状況報告書(様式第9号) | 当該事業に係る年度の第3四半期の最終月の翌月15日。 |
| 3 農地利用効率化等支援交付金 | 1 事業遂行状況報告書(様式第9号) | 当該事業に係る年度の第3四半期の最終月の翌月15日。 |
| 4 担い手確保・経営強化支援事業 | 1 事業遂行状況報告書(様式第9号) | 当該事業に係る年度の各四半期(第4四半期を除く。)の最終月の翌月15日。 |
| 5 園芸産地における事業継続強化対策 | 1 事業遂行状況報告書(様式第9号) | 当該事業に係る年度の第3四半期の最終月の翌月15日。 |